

2019 年度第 9 回大学院法務研究科（法科大学院）教授会 議事録要旨

日 時： 2019 年 12 月 11 日（水） 13 時 58 分 ～ 14 時 17 分

場 所： 2 号館 2-0221 会議室

構成員数： 4 名（定足数 2 名）

出席者： 3 名（定足数充足）

欠席者： 1 名

議長： 植村栄治（法務研究科長）

報告承認事項：

1. 2019 年度後期成績評価資料の提出及び異議申し立て期間について

議長の指名により教務委員会委員長より、資料に基づき、2019 年度後期の成績評価提出について要請が為され、異議申し立て期間は 2020 年 2 月 19 日（水）～2020 年 2 月 26 日（水）17 時までである旨説明が為された。教授会はこれを承認した。

2. 教員の兼職について

議長より、資料に基づき、教員の兼職の依頼について説明が為された。教授会はこれを承認した。

報告事項：

1. 確定した 2020 年度法務研究科学年暦（仮）・大学院学年暦について

議長より、案として出されていた 2020 年度法務研究科学年暦（仮）並びに大学院学年暦が大学院評議会で承認され確定した、法務研究科学年暦については全員修了により無効になることについても了承されている旨の報告が為された。

2. 一般研究費執行期限について

議長より、資料に基づき、一般研究費の執行期限について、2020 年 3 月 16 日（月）までに請求書、領収書（必要な証憑添付のうえ）を提出すること、請求書・領収書の発行日付は 2019 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 16 日である必要があること、出張について、3 月 16 日（月）までに出張報告・必要書類を提出すること、期日提出が困難な場合は 2 月 29 日（土）までに研究推進室に連絡すること、予算額を超過して執行した場合、当該領収書を研究推進室に提出する、予算額まで学園口座から精算し予算打ち切りとなり、超過した額は自費で支払うことの説明が為された。

3. その他

(1) 冬季休業期間中における各種事務の取扱いについて

議長の指名により事務室事務長より、資料に基づき、冬季休業期間中（12/26～1/6）の窓口業務及び施設使用可能時間帯について報告がなされた。

予定された議案の審議及び報告がすべて終了したので、議長は 14 時 17 分閉会を宣した。

以上